

社会福祉法人 京都眞生福祉会  
小規模多機能型居宅介護 京都指月あさがおの郷 2号館

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都眞生福祉会が開設する「小規模多機能型居宅介護 京都指月あさがおの郷 2号館」(以下「事業所」という)が行う(介護予防)小規模多機能型居宅介護の介護保険事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護・要支援の状態になるもの(以下、「利用者」という)について、「通い」「泊まり」「訪問」のサービスを提供し、要介護・要支援の状態となっても在宅において、その人らしい生活を継続できるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、利用者が可能な限りその居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

3 職員は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 事業所自らその提供するサービスの質の評価を常に行うとともに、外部の評価を積極的に受けることでその改善を図るものとする。

5 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 小規模多機能型居宅介護 京都指月あさがおの郷 2号館
- 2 所在地 京都府京都市伏見区桃山町泰長老 176-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 小規模多機能型居宅介護管理者 1名(管理上、支障がなければ他の職種に従事する場合がある)

事業所の職員の管理および業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに職員に対する必要な指揮命令を行う。

- 2 介護職員 常勤 3名以上  
利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介護等を行う。
- 3 介護支援専門員 1名  
小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントに関する業務を行う。
- 4 看護師 1名以上  
利用者の健康状態を的確に把握するとともに、サービスを利用するために必要な処置を行う。

(営業日および営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 24時間 365日
- 2 営業時間 通いサービス提供時間 9時30分～16時00分まで(送迎時間除く)  
訪問サービス提供時間 終日  
宿泊時間サービス提供時間 16時30分～翌9時00分まで

(利用定員)

第6条 利用定員は小規模多機能型居宅介護の登録が最大24名、1日の通いサービスの上限が12名、泊まりが9名とする。

(サービスの内容)

- 第7条 利用者に対して、介護支援専門員が事業所を利用した「通い」「泊まり」「訪問」のサービスを利用者・家族の希望などを考慮して調整し、計画を立ててサービスを提供する。
- 2 事業所以外のサービス利用をしている場合は、関係機関と連携を図る。

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 事業所が提供するサービスの利用料は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、介護報酬告示上の額の利用者負担割合に応じた額とする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際には、介護報酬告示上の額に食費および宿泊費を加えた額とする。
  - 3 次の各号に掲げる項目については、利用者から支払いを受けることができる。
    - 一 おむつ代
    - 二 個別創作品材料費
    - 三 外出行事時の施設入場料等
    - 四 理美容代
    - 五 事業実施地域外の交通費
      - ① 片道15キロメートル未満 500円
      - ② 片道15キロメートル以上 1000円

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 北：久世橋通以南  
東：36号線以西  
西：1号線以东  
南：24号線榎島交差点以北

(利用にあたっての留意事項)

第10条 利用にあたっては、小規模多機能型居宅介護のサービスを利用できる要件を満たしたうえで、サービスを受けることができる。ただし、事業所の他の登録者との調整や、介護職員の人員配置などにより一定の制約を受けることがある。

- 2 利用者は、事業所内で次の各号に関する行為をしてはならない。
  - 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の利益を侵すこと
  - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと
  - 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
  - 四 建物内および敷地内で火気を用いること
  - 五 故意に設備もしくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと
- 3 利用者は、その自宅において「訪問」のサービスを受ける場合に次の各号に関する行為をしてはならない。
  - 一 介護保険の範囲を超える援助を要求すること
  - 二 職員への暴言・暴力・セクシャルハラスメント・飲食の強要など
  - 三 本人不在の訪問利用
  - 四 その他、管理者が禁止事項と定めたこと
- 4 利用者およびその家族等は、職員に対してハラスメント行為をしてはならない

(緊急時の対応方法)

第11条 事業所は、サービス提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、すみやかに主治医等に連絡を取るなど必要な対応を講じる。

(非常災害対策)

第12条 消防計画および風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上は避難、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、かつ、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に必要な研修および訓練を行う。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第14条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用水について、衛生的な管理を行う。

- 2 事業所は、感染症や食中毒が発生、蔓延しないように感染症対策を検討する委員会を設置するとともに、介護職員等への周知徹底、指針の整備、職員研修の実施（年2回以上）等の措置を講じる。

(情報の開示)

第15条 事業所内掲示およびインターネット上にて、この運営規程の概要、職員の勤務体制、協

力医療機関、利用料、財務状況その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を公開する。

(秘密保持等)

第16条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

- 2 職員であったものが、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得る。
- 4 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱う。

(苦情処理)

第17条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、市町村からの求めに応じて次のとおり対応する。
  - 一 文書その他の物件の提出もしくは提示
  - 二 質問もしくは照会
  - 三 利用者からの苦情に関する調査への協力
- 3 事業所は、市町村から指導または助言を受けた場合は、それらに従って必要な改善を行う。さらに求めがあった場合には、改善の内容を報告する。
- 4 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情について、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(運営推進会議)

第18条 事業所職員、利用者、利用者家族（身元引受人含む）、地域包括支援センター職員、地域住民代表等、福祉介護に精通した第三者等で構成した運営推進会議を設置し、定期的な会議を行う（概ね2ヶ月に1回以上）。

(事故発生時の対応)

第19条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族および関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、賠償すべき事故が発生したと判断した場合は、加入している損害賠償保険にて対応する。

- 2 事故の発生またはその発生を防止するために、事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針やマニュアルを整備するとともに、必要な措置を講じる。

(利用者の人権の擁護、虐待の防止の適正化)

第20条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、必要な措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る
  - 二 虐待の防止のための指針を整備する
  - 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う
  - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所は、サービス提供中に、事業所職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

#### （身体拘束の適正化）

第21条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、適正な手続きを経て、身体等の拘束を行う。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、必要な措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る
  - 二 身体的拘束等の指針を整備する
  - 三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う

#### （生産性の向上）

第22条 事業所は、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出および分析したうえで、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら、事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するための委員会を設置し、必要な措置を講じる。

- 2 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催する。
- 一 現場における課題を抽出および分析したうえで、事業所の状況に応じた必要な対応の検討を行う
  - 二 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策の検討を行う

#### （反社会的勢力の排除）

根拠規定（京都市暴力団排除条例 第5条 市民等の責務 平成24年10月1日施行）

第23条 事業所はサービスの提供にあたり、サービス利用する者または身元引受人（または代理人）が次の各号に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告無しに直ちに契約解除する。

- 2 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）。
- 3 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- 4 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をも

ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

- 5 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 6 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 事業所の会計は他の会計と区別し、会計期間は毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

- 2 事業所は職員に対し、資質向上のための研修の機会を確保する。
- 3 提供する介護の質の評価を行い、定期的に外部の評価を受けて、結果を公表し、常にサービスの改善を図る。
- 4 事業所は、サービスに関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都眞生福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

2018年	3月31日	施行
2020年	4月 1日	改定
2021年	4月 1日	改定
2021年	12月 1日	改定
2022年	8月 1日	改定
2023年	1月 1日	改定
2024年	4月 1日	改定